

高圧ガス容器取扱要領

15要領第6号
平成15年6月9日

1. 目的

この取扱要領は、財団法人高輝度光科学研究センター高圧ガス危害予防規程（以下「規程」という。）第17条第2項の規定に基づき、容器の安全取扱及び異常時の措置等を定める。

2. 定義

ここに定める容器とは、高圧ガス保安法に定められた高圧ガスを充填するための容器であって地盤面に対して移動できるものをいう。

3. 取扱い

3.1 一般事項

容器を取り扱うときは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 容器は、容器検査（容器再検査を含む。）に合格し、所定の刻印されたものを使用すること。
- (2) 同一建物若しくは30m以内（配管で接続されたものを除く。）において、合計して容積300m³以上の高圧ガスを充てんした容器を貯蔵するときは、貯蔵所において貯蔵すること。
- (3) 容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- (4) 容器は、固定された場所に、くさり、ボンベスタンド、保持具などの器具を用いて保持し、転落、転倒、移動などしないように措置すること。
- (5) 容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、熱湿布又は温度40 以下の温湯を使用すること。
- (6) 容器等は、湿気、水滴等による腐食を防止すること。
- (7) 容器を使用するときは、使用前及び使用中随時並びに使用后、バルブ、圧力調整器、圧力計、配管等の点検を行い異常のないことを確認すること。

- (8) 使用中以外並びに移動中の容器には必ずキャップを取り付けること。
- (9) 容器の運搬は、ボンベキャリアーを用いて衝撃を与えないよう静かに行うこと。
また、運搬作業者は手袋を着用すること。
- (10) 容器に用いる圧力調整器は、ガスの種類に応じもっとも適切なものを使用し、他に流用しないこと。
- (11) 容器と配管の接続箇所は、ガス洩れの無いよう十分洗浄し、接続すること。
- (12) 容器は密閉された部屋に置かないこと。やむを得ず置く場合には、酸欠防止の措置（警報装置、換気設備の設置など）を施すこと。
- (13) その他保安統括者、保安係員、容器管理者又は安全管理室長が保安のため指示する事項

3.2 可燃性ガス

可燃性ガス（水素ガス、アンモニアガス、一酸化炭素ガス、その他の可燃性ガス）を充てんした容器を使用するときは、一般事項に定める他次の事項を遵守するものとする。

- (1) ガスを使用するときは、部屋の入口に可燃性ガスを使用中であることを表示すること。
- (2) ガスを使用するときは、通風の良い場所（室内にあっては換気装置の作動を確認する）で行い、容器の温度を40℃以下に保つこと。
- (3) ガスを使用する場所から5 m以内においては、喫煙及び火気の使用を禁止し、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。
- (4) ガスを使用するときは、消火器等の消火設備を設けること。
- (5) その他保安統括者、保安係員、容器管理者又は安全管理室長が保安のため指示する事項

3.3 毒性ガス

毒性ガス（塩素ガス、塩化水素ガス、アンモニアガス、一酸化炭素ガス、その他の毒性ガス）を充てんした容器を使用するときは、一般事項に定める他次の事項を遵守するものとする。

- (1) ガスを使用するときは、部屋の入口に毒性ガスを使用中であることを表示する

こと。

- (2) ガスを使用するとき時は、通風の良い場所（室内にあっては換気装置の作動を確認する）で行い、容器の温度を40 以下に保つこと。
- (3) その他保安統括者、保安係員、容器管理者又は安全管理室長が保安のため指示する事項

3.4 酸素ガス

酸素ガスを充てんした容器を使用するときには、一般事項に定める他次の事項を遵守するものとする。

- (1) ガスを使用する場所から 5 m以内においては、喫煙及び火気の使用を禁止し、かつ、引火性又は引火性の物を置かないこと。
- (2) ガスを使用するときには、消火器等の消火設備を設けること。
- (3) バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類、その他可燃物を除去した後に消費すること。
- (4) その他保安統括者、保安係員、容器管理者又は安全管理室長が保安のため指示する事項

4. 受 払 い

容器の受払いを行なおうとする者は、あらかじめ容器管理者を定め、受け払いの記録を作成し、保管すること。

5. 引 渡 し

- (1) 不要となった容器は、残ガスがある場合も含め、直ちに撤去し業者に引き渡すものとする。
- (2) 検査期間が過ぎた容器は、使用中であっても速やかに業者に引き渡すものとする。

6. 異常時の措置

- (1) 異常があったときは、直ちにその旨周囲のものに知らせ、通報連絡系統図に従い通報し、防災上適切な措置を取ると共に保安係員又は容器管理者の指示を仰ぐ

ものとする。

- (2) 周囲に火災等が生じたときは、容器を安全な場所に移動するか若しくは容器の加熱を防ぐため大量の水をかけて冷やすなど適切な処置を取るものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 6 月 9 日から施行する。